平成２１年（フ）第１７３７号
大阪府羽曳野市羽曳が丘３丁目18番３号　グリーンハイツ羽曳が丘102号室、前住所大阪府羽曳野市野々上４丁目３番27号
債務者　竹田　佳子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８６８号
大阪府河内長野市美加の台１丁目39番１―403号、前住所東京都中央区築地７丁目16番３―503号
債務者　藤田　周一
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影山　博英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番260号
債務者　サウンドスペース・キャスバこと　義則　和夫
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影山　博英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
大阪府柏原市大正３丁目２番14号、前住所大阪府柏原市古町３丁目７番10号
債務者　山口　善久
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影山　博英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４号
島根県出雲市中野町593番地５
債務者　北川　秀一
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　射場かよ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第２５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋992番地　斉藤アパート東棟５号室
債務者　木原　孝弘
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月14日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２６号
宮崎県延岡市北浦町市振1143番地
債務者　木原　繁治
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２６号
埼玉県坂戸市にっさい花みず木５丁目１番地17
債務者　阿部　裕子（旧姓佐藤・吉澤・早瀬）
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３９号
埼玉県坂戸市本町２番13号　グランステージ坂戸305号室
債務者　萩原　秀忠
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４５号
埼玉県狭山市広瀬３丁目３番８―204号
債務者　大久保寿子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４６号
埼玉県狭山市大字東三ツ木86番地の２　中山アパート310、前住所埼玉県入間市東藤沢２丁目３番25号　ベルシャトゥ武蔵藤沢405
債務者　大野　　明
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３４号
埼玉県熊谷市別府２丁目30番地　コーポＫ202号室
債務者　足達　康佑
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３５号
埼玉県熊谷市別府２丁目30番地　コーポＫ202号室
債務者　足達　文絵
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第７２３号
新潟市東区上木戸２丁目20番13号
債務者　齋藤　義信
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３４号
新潟市秋葉区新町３丁目７番18号
債務者　坂上マサ子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４４号
新潟市南区上塩俵1836番地１　ボヌールＡ203
債務者　鈴木健太郎
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
新潟地方裁判所民事部